

定例教育委員会

議

案

議案第16号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

令和3年12月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

○坂井市教育委員会表彰規則

平成18年3月20日
教育委員会規則第11号

改正 平成24年8月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人及び団体の表彰)

第2条 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者
 - (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者
 - (3) 社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者
 - (4) 学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (生徒及び児童の表彰)

第3条 教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者
 - (2) 生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者
- (表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

(表彰の内申)

第7条 学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第2条又は第3条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

(表彰選考会の設置)

第8条 教育委員会に表彰選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

(選考会の構成)

第10条 選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

2 選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(選考会の運営)

第11条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

令和 3 年 12 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第18号

令和3年度坂井市学校給食費補助金交付要綱の制定について

令和3年度坂井市学校給食費補助金交付要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

令和3年12月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

令和3年度坂井市学校給食費補助金交付要綱

令和3年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び長期化により経済が停滞していることから、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者（保護者とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）の半額相当分を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的として交付する令和3年度坂井市学校給食費補助金（以下「補助金」という。）に関し、坂井市補助金等交付規則（平成18年坂井市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、令和3年度において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、年度中に転入若しくは転出又は転校により、該当要件に変更がある場合は、要件に該当する期間のみを対象とする。

- (1) 坂井市に住所を有し、市外の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者
- (2) 坂井市に住所を有し、特別支援学校又は義務教育学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 坂井市に住所を有し、市内の小中学校に在籍しているが、医師の指示等により食物アレルギー等で学校給食を喫食することができず弁当を持参している児童生徒の保護者
- (4) その他市長が特に補助することが適当と認める児童生徒の保護者

(補助事業の経費の範囲)

第3条 補助の対象となる経費は、令和3年度分の学校給食費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、月額を、坂井市給食費徴収規則（平成18年坂井市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。）第3条に規定する額の2分の1とし、月額に11を乗じて年額を計算するものとし、別表1に定めるとおりとする。

- 2 小学6年生又は中学3年生の令和4年3月分にかかる補助金の日額及び月額は、規則第4条第2項の規定により計算して得た額の2分の1とし、別表2に定めるとおりとする。
- 3 令和3年度中に転入又は転出により学校給食を喫食する月数が11に満たない場合は、坂井市に住所を有する月数（8月を除く）を乗じて得た額とする。ただし、月の途中で転入又は転出した場合は、当該月は月数に含めないものとする。
- 4 前条の規定に該当する場合は、在籍する学校で学校給食を実施していない場合であっても、第1項に規定する額を補助するものとする。

5 対象となる児童生徒が、特別支援就学奨励費を受給している場合は、第1項に規定する額の2分の1の額を補助するものとする。

6 対象となる児童生徒が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている場合は、補助対象外とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、令和3年度坂井市学校給食費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

（1）振込口座が確認できる通帳の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付について決定したときは、令和3年度坂井市学校給食費補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第7条 市長は、前条第2項の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年 月 日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条関係）

学年	月額	年額
小学1年生	2, 100円	23, 100円
小学2年生		
小学3年生		
小学4年生	2, 275円	25, 025円
小学5年生		
小学6年生	2, 275円	24, 100円
中学1年生	2, 450円	26, 950円
中学2年生		
中学3年生	2, 450円	25, 660円

別表2 (第4条関係)

学年	日額	令和4年3月の月額
小学6年生	135円	1,350円
中学3年生	145円	1,160円

様式第1号（第5条関係）

令和3年度坂井市学校給食費補助金交付申請書兼請求書

坂井市学校給食費補助金の交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

また、補助金交付に必要な範囲内で、坂井市教育委員会が対象の小中学校に特別支援就学奨励費等の給食費に対する補助の支給状況や在籍記録、坂井市が保有する申請者および対象者の情報を確認することに同意します。

坂井市長 宛

令和 年 月 日

住 所 坂井市 _____

保護者氏名 _____

保護者連絡先 _____

1. 対象児童生徒

氏名		生年月日	平成	年	月	日	
学校名	学校 年						
交付対象期間	令和	年	月	～	令和	年	月
交付申請額	円※						
特別支援就学奨励費 受給の有無	有 ・ 無						

※特別支援就学奨励費を受給している場合は、別表の年額を1/2した額（円未満切り捨て）を記載してください

2. 振込先

振込金融機関名称												
銀行						支店						
金庫						支所						
農協						出張所						
口座の種類	銀行コード			支店コード			口座番号					
普通・当座												
ゆうちょ銀行	1			0								1
口座名義	フリガナ											

◆通帳の表紙裏見開き部分（店名・口座番号・名義カナが記載されている部分）の写しを必ず添付してください。

◆保護者名と口座名義名が異なる場合は、裏面の委任状を併せてご記入ください。

表面の①保護者名と②口座名義名が異なる場合ご記入ください。同じ場合は記入不要。

委 任 状

受 任 者	【表面「口座名義」欄の氏名・住所をご記入ください】
住 所	
氏 名	

私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う令和3年度の学校給食費補助金の受領に関すること。

令和 年 月 日

委 任 者	【表面「①保護者氏名」欄の氏名・住所をご記入ください】
住 所	
氏 名	

様式第2号（第6条関係）

坂井市 指令第 号

令和3年度坂井市学校給食費補助金交付決定兼確定通知書

補助事業者名

住所

氏名

令和 年 月 日付で提出された令和3年度坂井市学校給食費補助金交付申請書兼請求書について、坂井市補助金等交付規則第16条第1項および坂井市学校給食費補助金交付要綱第6条の規定に基づき審査した結果、次の通り補助金等の額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

坂井市長 坂 本 憲 男

1 補助年度	令和 年度
2 補助金等の名称	
3 補助事業の名称	
4 補助金等の交付確定額	
5 交付条件	